別表第十一（第六条第一項関係）〔2年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	9,250円

別表第十二（第六条第一項関係）〔1年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月
前納額	4,710円

別表第十三（第六条第一項関係）〔6月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	令和8年4月から令和8年10月までの月
前納額	2,380円